

告示第 9 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和 7 年 2 月 3 日
市川三郷町長 遠藤 浩

市町村名 (市町村コード)	市川三郷町 (19346)
地域名 (地域内農業集落名)	大塚地区(上河原・下河原) (北区・南区・道林)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年3月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・将来的には農地の貸付面積が増加する見込みであるため、同地区で営農を希望する担い手等に集積を図り、農地を保全・活用していくことが必要である。
- ・現状、70歳以上の農業者が5割程度を占めているが、10年後は8割程度に増加し、後継者が見込まれない農業者が8割程度とほとんどであることから、新たな担い手を確保していくことが喫緊の課題となっている。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・主食用米の栽培
- ・水田活用の直接支払交付金を活用し、主食用米の栽培から飼料用米への転換や、稲作の裏作となるスイートコーンやナスなどの野菜の栽培促進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地は農業上の利用が行われる地域である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
将来には現在の認定農業者等の高齢化が進むため、県・町・JA等・農業委員会が連携し、新たな担い手等の確保及び農地の集約に取り組み遊休農地の発生を未然に防止する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地中間管理機構を活用して、中心経営体手等に農地の集積、集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
優良農地を保全するため、多面的機能支払交付金などを活用しながら、水路・農道等の保全管理や周辺環境の整備などに取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
中心経営体である農業法人を中心に、他の中心経営体等とも連携し新規就農希望者(研修者)の受け入れに務める。また、研修終了後の独立・独立後の支援を行う。 峡南農務事務所、山梨県農林大学校と連携し、新規就農希望者情報の収集に務める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
水稻に関する作業(育苗、稲刈り)について、中心経営体が委託を受けている。今後も委託がスムーズに進み、委託者、受託者双方に有益となるようにサポートに努めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

収益性や作業条件など、経営規模ごとに合理的な作付け体系の検討を行い、地域への普及を目指していく。